

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成22年5月13日(2010.5.13)

【公表番号】特表2009-533433(P2009-533433A)

【公表日】平成21年9月17日(2009.9.17)

【年通号数】公開・登録公報2009-037

【出願番号】特願2009-505389(P2009-505389)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/22	(2006.01)
A 2 3 L	1/30	(2006.01)
A 2 3 L	2/52	(2006.01)
A 6 1 P	3/02	(2006.01)
A 6 1 P	3/04	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)
A 6 1 P	21/00	(2006.01)
A 6 1 P	3/06	(2006.01)
A 6 1 P	3/08	(2006.01)
A 6 1 P	3/10	(2006.01)
A 6 1 P	39/06	(2006.01)
A 6 1 P	31/12	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/22	
A 2 3 L	1/30	Z
A 2 3 L	2/00	F
A 6 1 P	3/02	
A 6 1 P	3/04	
A 6 1 P	25/00	
A 6 1 P	9/00	
A 6 1 P	21/00	
A 6 1 P	3/06	
A 6 1 P	3/08	
A 6 1 P	3/10	
A 6 1 P	39/06	
A 6 1 P	31/12	

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月23日(2010.3.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ヒトが食物、栄養補助食品、または薬剤として摂取するための組成物であつて、0.01重量パーセントより多いピルビン酸アルキルエステルを含んでいる該組成物。

【請求項2】

前記ピルビン酸アルキルエステルがピルビン酸エチルである、請求項1記載の組成物。

**【請求項 3】**

前記ピルビン酸エチルが、0.01よりも大きく30重量パーセントまでの範囲に存在する、請求項2記載の組成物。

**【請求項 4】**

前記ピルビン酸アルキルエステルが、0.01よりも大きく30重量パーセントまでの範囲に存在する、請求項1記載の組成物。

**【請求項 5】**

前記組成物が食物または栄養補助食品である、請求項1または2のいずれかに記載の組成物。

**【請求項 6】**

前記食物または栄養補助食品が飲料である、請求項1または2のいずれかに記載の組成物。

**【請求項 7】**

前記食物または栄養補助食品が固形の棒(solid bar)である、請求項1または2のいずれかに記載の組成物。

**【請求項 8】**

前記組成物が食物である、請求項1または2のいずれかに記載の組成物。

**【請求項 9】**

前記組成物が栄養補助食品である、請求項1または2のいずれかに記載の組成物。

**【請求項 10】**

香味料、着色剤、非炭水化物甘味料(non-carbohydrate sweeteners)、ビタミン、電解質、コエンザイムQ<sub>10</sub>、アロエ、ミネラル、フルボ酸、キノコ、溶解した発泡性ガス、アミノ酸、炭水化物、興奮剤、タンパク質、ハーブ、精油および抽出物からなるグループから選択される一以上の成分をさらに含んでいる、請求項1または2のいずれかに記載の組成物。

**【請求項 11】**

ヒトにおいてエネルギーを増強するための、請求項1から10のいずれかに記載の組成物。

**【請求項 12】**

ヒトにおいて身体能力を強化するための、請求項1から10のいずれかに記載の組成物。

**【請求項 13】**

ヒトにおいて体重減少を促進するための、請求項1から10のいずれかに記載の組成物。

**【請求項 14】**

ヒトにおいて気分を高揚するための、請求項1から10のいずれかに記載の組成物。

**【請求項 15】**

ヒトの補水(re-hydration)のための、請求項1から6または8から10のいずれかに記載の組成物。

**【請求項 16】**

ヒトにおいて代謝を増大するための、請求項1から10のいずれかに記載の組成物。

**【請求項 17】**

ヒトにおいて口渴を癒すための、請求項1から6または8から10のいずれかに記載の組成物。

**【請求項 18】**

心臓、筋肉、または神経組織の蘇生のためのピルビン酸エチルの静脈内注入の作用を補助するための、請求項1から10のいずれかに記載の組成物。

**【請求項 19】**

ヒトにおいて脂肪代謝および脂肪減少を増大させるための、請求項1から10のいずれかに記載の組成物。

**【請求項 20】**

ヒトにおいて血糖を低下させるための、請求項1から10のいずれかに記載の組成物。

**【請求項 2 1】**

ヒトにおいてフリー ラジカルの細胞産生を阻害するための、請求項 1 から 10 のいずれかに記載の組成物。

**【請求項 2 2】**

自閉症の人の認知、言語、行動、または社会技能を改善するための、請求項 1 から 10 のいずれかに記載の組成物。

**【請求項 2 3】**

単核球症、慢性疲労症候群、およびウイルス感染からなるグループから選択される病気からの回復を増進するための、請求項 1 から 10 のいずれかに記載の組成物。

**【請求項 2 4】**

0.01 重量パーセントよりも多いピルビン酸アルキルエステルを含む食品添加物。

**【請求項 2 5】**

前記ピルビン酸アルキルエステルがピルビン酸エチルである、請求項 2 4 記載の食品添加物。